

長崎県北松浦郡佐々町長 古庄 剛

変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

記

工 事 名	令和 3年度 豎山地区法面保護工事
工 事 場 所	長崎県北松浦郡佐々町口石免地内
工 事 概 要	工事延長 L=17.0m
請 負 業 者	長崎県北松浦郡佐々町本田原免73-9 株式会社山龍佐々本社 取締役 向井 信次
変 更 内 容	水道工事 N = 1.0式 追加 法面工 A = 112.0m ² 103.0m ² 防護柵工 L = 18.0m 25.0m 仮設工(敷鉄板工) N = 1.0式 追加
変 更 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に先立ち水道管理設位置確認のため試掘を行った結果、排水工や仮設防護柵工の施工に支障となることが判明したため、仮設管の敷設及び本管の再敷設が必要となったことから水道工事を追加した。 ・法面工において、当初設計の範囲で法枠の割付を行ったところ半端な割付となるため、全体計画と出来栄を考慮して法面工の施工面積を変更した。 (A=112.0m² 103.0m²) ・その他、現地精査の結果、諸数量の変更を行った。
変 更 契 約 日	令和 4年11月24日
変 更 前 契 約 額	16,280,000円 (内消費税額 1,480,000円)
変 更 額	増 1,558,700円 (内消費税額 141,700円)
変 更 後 契 約 額	17,838,700円 (内消費税額 1,621,700円)
変 更 前 工 期	令和 4年 3月10日 令和 4年11月30日 266日間
変 更 後 工 期	令和 4年 3月10日 令和 4年11月30日 266日間
そ の 他	第 2 回変更